

## 会員の皆様

津和野町商工会

新型コロナウイルス感染症に対する対応について

島根県より令和4年7月12日現在、県民あてに別紙（県民のみなさまへ・島根県の対応）のとおり要請が更新されました。

つきましては、津和野町商工会においても、次のとおりの対応を基準として行動しますので、会員の皆様におかれましても、ご協力の程、よろしくお願いします。

1. 都道府県をまたぐ移動

都道府県をまたぐ移動は、行き先の都道府県の要請を確認の上、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底した上で行う。ただし、発熱等の症状がある場合は控える。

県外出張や県外から人を招くこととなる仕事についても、行き先（来県）の都道府県の感染状況を十分確認・検討の上、実施する。

2. 基本的な感染対策の徹底

感染リスクが高まる「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意する。

- (1) 「三つの密」の回避
- (2) 「人と人との距離の確保」
- (3) 「マスクの着用（不織布マスクを推奨）」
- (4) 「手洗いなどの手指衛生」
- (5) 「換気」 など、基本的な感染対策に取り組む。
- (6) 「居場所の切り替わり」（休憩室・更衣室・喫煙室等）に注意する。

3. 職場等での健康管理

ワクチン接種後もマスクの着用や手洗いなど、感染防止対策を徹底する。

感染の早期発見と感染拡大防止のため、発熱や風邪等の症状がある場合、仕事を休み、外出を控え、すみやかに、「[健康相談コールセンター](#)」に相談のうえ、医療機関等を受診する。

所属長は、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底する。

『健康相談コールセンター』

\*各保健所に電話し、転送してもらう。

保健所	管轄	専用電話番号
松江市・島根県共同設置松江保健所	松江市、安来市	0852-33-7638
雲南保健所	雲南市、奥出雲町、飯南町	0854-47-7777
出雲保健所	出雲市	0853-24-7017
県央保健所	大田市、川本町、美郷町、邑南町	0854-84-9810
浜田保健所	浜田市、江津市	0855-29-5967
益田保健所	益田市、津和野町、吉賀町	0856-25-7011
隠岐保健所	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町	08512-2-9900

#### 4. 飲食店の利用

感染拡大防止対策が徹底された店舗を利用していただくことを前提として、

(1) 飲食の際の人数・時間を、次のとおりとする。

- ① 県東部地域及び県西部地域の飲食店等を利用する場合は、4人以下
- ② 隠岐地域の飲食店等を利用する場合は、8人以下

※ただし、同居する家族等での利用については、これらの制限を適用しない。

(2) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で次のとおりとする。

- ① 「島根県新型コロナ対策認証店」を利用する場合、3時間を限度
- ② 上記以外の店舗を利用する場合、2時間を限度

(3) 「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保するなど、感染防止対策を徹底する。

#### 5. 十分な換気の実施

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、適切な室内環境（温度、湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行う。

\* 国立感染症研究所は、いわゆるエアロゾル感染（空气中をただよう微小粒子の飛沫内に病原体が含まれていて、この微小粒子を介して感染すること）も多くみられるということを公表

島根県：県民のみなさまへ

[https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai\\_info/bousai/kikikanri/shingata\\_taisaku/kenmin.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/kikikanri/shingata_taisaku/kenmin.html)